

## 通達・判例等

## ① 労働者派遣に関する通達 (H.20 基発0701001号)

- (1) 同居の親族以外の労働者を使用すれば労働基準法の適用事業となる事業が、派遣労働者の派遣を受けた場合は、当該労働者に関しては労働基準法の適用事業となる。
- (2) 派遣先が、国又は地方公共団体である場合においても、当該国又は地方公共団体に労働者派遣されている労働者及び当該国又は地方公共団体に対して、労働者派遣法に基づく労働基準法等の適用に関する特例等（以下「特例等」という。）により、労働基準法等の適用がある。
- (3) 特例等は、労働者派遣という就業形態に着目して、労働基準法等に関する特例を定めるものであり、業として行われる労働者派遣だけでなく、業として行われるのではない労働者派遣についても適用されるものである。

また、労働者派遣法に基づき労働者派遣事業の実施につき許可を受けた派遣元事業主が行う労働者派遣に限らず、さらに、同法に定める労働者派遣の適用対象業務に関する労働者派遣に限られない。

## ② 出向に関する通達 (S.61 基発333号)

- (1) **在籍型出向**…在籍型出向の出向労働者については、出向元及び出向先の双方とそれぞれ**労働契約関係**があるので、出向元及び出向先に対しては、それぞれ労働契約関係が存する限度で労働基準法等の適用がある。すなわち、**出向元、出向先及び出向労働者三者間の取決め**によって定められた権限と責任に応じて、出向元の使用者又は出向先の使用者が出向労働者について労働基準法等における使用者としての責任を負うものである。
- (2) **移籍型出向（転籍）**…移籍型出向は、出向先との間のみ**労働契約関係**がある形態であり、出向元と出向労働者との労働契約関係は終了している。移籍型出向の出向労働者については、出向先とのみ労働契約関係があるので、**出向先**についてのみ労働基準法等の適用がある。